

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条の規定により、令和6年度 特定随意契約実施結果を公表する。

課 名：商工観光課
公表日：令和6年12月2日

令和6年度 特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
—	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第2条（3）第1項第3号）	「しばたファンタジーイルミネーション2024（12/14～12/29）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	「しばたファンタジーイルミネーション2024（12/14～12/29）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	○業務日は21日間 【業務時間】 ・設置：6.0時間×9人/日×15日＝810時間 ・撤去：6.0時間×6人/日×5日＝180時間 ・設置にあっては、12/14以降の電飾の追加・交換も含むものとする。	柴田町大字船岡字館山95-1（船岡城址公園）地内	契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで	令和6年12月2日	宮城県柴田郡柴田町東船迫1丁目8番地1 公益社団法人柴田シルバセンター理事 半澤 長秀	1,371,680円（消費税及び地方消費税を含む）	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第6条第1項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正であり、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であり、最低価格であったことから、契約の相手方とするもの。	当該施設の設備等に精通しており、施工業務等に関する知識を有するものと認められる。